

新日鉄一次訴訟差戻審判決

(ソウル高等法院 2013 年 7 月 10 日判決)

[→韓国戦後補償裁判一覧](#)

[→HOME](#)

新日鉄事件ソウル高等法院判決

ソウル高等法院 第19民事部判決

判決宣告 2013年7月10日

原告ら・控訴人 X1 外3名

被告・被控訴人 新日鉄住金株式会社

主 文

- 1 第1審判決中下記において支払いを命じる金員に該当する原告らの敗訴部分を取消す。
被告は原告らに各100,000,000ウォン及びこれに対する2013年6月19日から支払済まで年20%の割合による金員を支払え。
- 2 原告らのその余の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 第1項の金員支払い部分は仮に執行することができる。

請求の趣旨及び控訴の趣旨

第1審判決を取り消す。被告は原告らに各100,000,000ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日から支払済まで年20%の割合による金員を支払え。

理 由

1 認定事実

次の事実は当事者に争いのない事実、甲第1乃至4、6、22、24、25、47乃至55、62、71乃至76、78乃至92、97、98、99号証(枝番号ある場合は各含む。以下同じ)、乙第1、2、6、7、31、32号証の各記載、第1審の原告X4に対する当事者本人尋問の結果及び弁論の全趣旨を総合してこれを認めることができる。

ア 原告らの動員、強制労働及び帰国の経緯

- 1) 原告らは1923年から1929年までに韓半島で生まれ、平壤、保寧、群山等に居住していた者であり、日本製鐵株式会社（以下「旧日本製鐵」と言う）は1934年1月頃に設立され、日本の釜石、八幡、大阪等で製鉄所を運営していた会社である。
- 2) 日本は中日戦争と太平洋戦争を遂行し、軍需物資生産に労働力が不足すると、その解決のために1938年4月1日に「国家総動員法」を制定・公布し、1942年に「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を制定・実施し、韓半島各地域で所謂「官斡旋」を通じて人力を募集し、1944年10月頃からは「国民徴用令」により

韓国人に対する徴用を実施した。一方、旧日本製鐵を始めとする日本の鉄鋼生産者らを総括指導する日本政府直属機構の鉄鋼統制会が1941年4月26日に設立されたが、鉄鋼統制会では韓半島からの労務者を積極拡充することを決定し、日本政府と協力して労務者を動員し、旧日本製鐵は社長が鉄鋼統制会の会長を歴任する等、鉄鋼統制会で主導的な役割を果たした。

- 3) 旧日本製鐵は1943年頃平壤で大阪製鉄所の工員募集広告を出したが、それには大阪製鉄所で2年間訓練を受ければ技術を習得することができ、訓練終了後に韓半島の製鉄所で技術者として就職できると記載されていた。原告X1及びX2は1943年9月頃上記広告を見て技術を習得し我が国に帰って就職できるという点に惹かれて応募し、旧日本製鐵の募集担当者と面接して合格し、上記担当者の引率下に旧日本製鐵の大阪製鉄所に行き訓練工として労役に従事した。大阪製鉄所では原告X1及びX2は一日8時間の三交代制で働き、月1、2回程度外出が許され、月に2、3程度の小遣いが支給されるだけで、旧日本製鐵は賃金全額を支払えば浪費するおそれがあるという理由を挙げて原告X1及びX2の同意を受けないまま上記原告ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し、その貯金通帳と印鑑を寄宿舍の舎監に保管させた。上記原告らは火炉に石炭を入れて砕いて混ぜたり、鉄管の中に入って石炭滓を除去するなど火傷の危険があり技術習得とは何の関係もない非常に過酷な労役に従事したが、提供される食事はその量が非常に少なかった。また警察官が頻繁に立ち寄り、上記原告らに「逃亡してもすぐ捕まえてやる」と言い、寄宿舍にも監視人がいたので、上記原告らは逃亡を考えることもできなかったが、原告X2は逃げ出したいと言ったことが発覚して寄宿舍舎監から殴打される体罰を受けた。

こうした中、日本は1944年2月頃、訓練工らを強制的に徴用し、原告X1及びX2は徴用後には小遣の支給も全く受けられなくなった。大阪製鉄所の工場は1945年3月頃アメリカ合衆国軍の空襲で破壊され、この時訓練工のうち一部が死亡し、原告X1及びX2を含む残りの訓練工らは1945年6月頃咸鏡道清津に建設中の製鉄所に配置され清津に移動した。原告X1及びX2は寄宿舍の舎監に賃金が入金された貯金通帳と印鑑を渡せと要求したが、舎監は清津に到着した後も上記通帳と印鑑を返してくれず、原告X1及びX2は清津で一日12時間工場建設のため土木工事をしたが賃金を全く受け取ることができなかった。原告X1及びX2は1945年8月頃、清津工場がソ連軍の攻撃で破壊されると、ソ連軍を避けてソウルに逃げ、日帝から解放された事実を知った。

- 4) 原告X3は1941年大田市長の推薦を受けて報国隊に動員され、旧日本製鐵募集担当官の引率で日本に渡り、旧日本製鐵の釜石製鉄所でコークスを溶鉱炉に入れて溶鉱炉から鉄が出てくると再び窯に入れるなどの労役に従事したが、ひどい粉塵の作業環境で労働し、溶鉱炉から出る不純物につまづいて腹に傷を負って

3ヶ月間入院したこともある。労役に従事する間、最初の6ヶ月間は外出が禁止され、日本憲兵が半月に一回ずつ来て人員を点検し、仕事に出ていない者を怠けていると言って足蹴にしたこともあり、賃金を貯金してやるという話を聞いただけで、賃金は全く受けとることができなかった。上記原告は1944年になると徴兵されて軍事訓練を終え、日本の神戸にある部隊に配置され、米軍捕虜監視員として働いた後に解放になり帰国した。

- 5) 原告X4は1943年1月頃群山府(現在の群山市)の指示を受けて募集され、旧日本製鐵の引率者に連れられて日本に渡り、旧日本製鐵の八幡製鐵所で各種原料及び生産品を運送する線路の信号所に配置され、線路を転換させるポイント操作と列車の脱線防止のためのポイントの汚染物除去等の労役に従事したが、逃走して発覚し、約7日間激しい殴打を受け食事を提供されなかったことがあった。上記原告は上記労役に従事する間、賃金を全く支給されず、一切の休暇や個人行動は許されず、日本が敗戦した後、帰国せよとの旧日本製鐵の指示を受けて故郷に帰ることになった。

イ 日本製鐵の解散及び第二会社、被告の設立

- 1) 旧日本製鐵は日本政府の指示により1947年3月18日、大阪供託所に原告X1(創氏改名は〇〇運〇とされたが強制労働当時に使った〇〇雲〇で供託される)を被供託者として給料50.52円、預貯金445円合計495.52円を、同日大阪供託所に原告X2(創氏改名〇〇〇洙)を被供託者として給料57.44円、預貯金410円合計467.44円を、1946年頃原告X3(創氏改名〇〇〇植)を被供託者として預貯金23.80円を、1946年頃原告X4(創氏改名〇〇〇洙)を被供託者として給料40円、退職手当10.20円合計50.20円を各供託した。
- 2) 旧日本製鐵は日本の会社経理応急措置法(1946年8月15日法律第7号)、企業再建整備法(1946年10月19日法律第40号)の制定・施行にともない、上記各法で定められた特別経理会社、特別経理株式会社に指定されて1950年4月1日に解散し、旧日本製鐵の資産出資で八幡製鐵株式会社、富士製鐵株式会社、日鐵汽船株式会社、播磨耐火煉瓦株式会社(以下上記4社を「第二会社」という)が設立された。

会社経理応急措置法は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時(1946年8月11日午前零時を言う。第1条第1号)に新勘定と旧勘定を設け(第7条第1項)、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ(第7条第2項)、指定時以後の原因に基いて生じた収入及び支出は新勘定の収入及び支出、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経

理処理し（第11条第1、2項）、旧債権に対しては弁済などの消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済しなければならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能（第14条）であると規定している。旧日本製鐵は会社経理応急措置法、企業再建整備法により1946年8月11日午前零時を基準にして新勘定と旧勘定に区分経理し、その後の企業活動は専ら新勘定で行い、事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要な既存財産を新勘定に所属させた後、新勘定に所属する財産を第二会社（現物出資又は資産及び営業を譲渡して1950年4月1日に第二会社を設立し、その他のその時まで発生した債務を中心にした旧勘定上の債務は旧日本製鐵の解散及び清算手続に委ねた。その結果、旧日本製鐵が保有してきた八幡、輪西、釜石、富士、広畑の各製鉄所資産のうち八幡製鉄所の資産、営業、役員及び従業員は第二会社である八幡製鐵株式会社、その余の4か所の製鉄所の資産、営業、役員及び従業員は他の第二会社である富士製鐵株式会社がそれぞれ承継した。

- 3) 旧日本製鐵は解散と同時に清算手続を進め、1963年11月28日に開催された株主総会以来在外財産に関する清算業務だけを残し、その業務を特殊管財人に委任し、特殊管財人は現在清算業務を停止した状態である。

一方八幡製鐵株式会社は1970年3月31日に商号を日本製鐵株式会社に変更し、1970年5月29日に富士製鐵株式会社を合併し、2012年8月頃住友金属工業株式会社を合併し、2012年10月1日に商号を新日鉄住金株式会社（被告である）と変更した。

ウ 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

- 1) 大韓民国政府と日本国政府は1951年末ころから国交正常化及び戦後補償問題を論議し、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下「請求権協定」という）が締結されたが、請求権協定は第1条で日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2億ドルの借款を行うこととすると定めるとともに第2条で次のように定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるもの

に対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

- （a）「財産、権利及び利益」とは、法律上記の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。
- （e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。
- （g）同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求8項目には、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求、韓国人の日本政府又は日本人に対する個別的権利行使に関する事項が含まれていた。

- 2) 請求権協定の締結にともない日本は1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号。以下「財産権措置法」という）を制定・施行したが、その内容は「大韓民国又はその国民の日本国又はその国民に対する債権又は担保権で協定第2条の財産、利益に該当するものは1965年6月22日に消滅したものとする」というものである。

エ 原告X1及びX2の日本における訴訟

原告X1及びX2は1997年12月24日、日本の大阪地方裁判所に被告と日本国に対して国際法違反及び不法行為等を理由とする損害賠償金と強制労働期間に支給されなかった賃金等の支払いを求める訴訟を提起し、2001年3月27日に原告ら請求棄却判決を宣告され、大阪高等裁判所に控訴したが2002年11月19日に控訴棄却判決を宣告され、2003年10月9日、最高裁判所の上告棄却及び上告不受理決定により上記判決が確定した（以下、このような日本での訴訟を「本件日本訴訟」と言い、その判決を「本件日本判決」と言う）。一方、原告らは原告X1及びX2の本件日本訴訟が終了した後の2005年2月28日、大韓民国の裁判所であるソウル中央地方法院に被告に対して国際法違反及び不法行為を理由とする損害賠償金の支払いを求める本訴を提起したが、原告X1及びX2が本訴で主張する請求原因は本件日本

訴訟で主張した請求原因と同一である。

オ 民官共同委員会の開催

大韓民国政府は原告らが本訴を提起する直前に請求権協定に関する一部文書を公開した後、本訴が提起された後の２００５年８月２６日、「韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という）を開催し、「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第４条に基いて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定で解決したとみることはできず、日本政府の法的責任は残っており、サハリンの同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という趣旨の公式意見を表明した。

２ 本案前の抗弁に対する判断

ア 請求権協定により権利保護資格が消滅したとの主張

被告は、原告らが主張する被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は請求権協定第２条で定めた財産、権利、利益又は請求権に含まれて全て消滅し、原告らは権利保護資格を喪失したので、本訴は不適法だと主張する。検討するに、被告の主張通り請求権協定第２条にいう財産、権利、利益又は請求権に被徴用韓国人の日本人に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が含まれており、その請求権が消滅したと仮定しても、上記の請求権協定の規定がその損害の賠償を求める提訴自体を禁止し、権利保護の資格まで剥奪するものであると解することはできず、これは本案において請求の当否に関して判断する事項であると認められるので、上記の主張は理由ない。

イ 原告X１及びX２について既判力に抵触するとの主張

被告は更に、原告X１及びX２がすでに同一の内容の本件日本訴訟において敗訴した本件日本判決を受けて確定したのであるから、本訴のうち上記原告らの請求は既判力に抵触して不適法であると主張する。しかし被告の主張のように本件日本判決に既判力が認められ、本件訴訟が本件日本判決の既判力に抵触すると仮定しても、かかる場合には裁判所としては本件日本判決と矛盾する判断をしてはならないという拘束力により原告らの請求を棄却する本案判決を行わねばならないのであって、原告らの請求を不適法として却下することはできないから、この部分の主張はやはり理由がない。

３ 本案に関する判断

ア 当事者らの主張要旨

１） 原告ら

日帝強占下で被告の前身である旧日本製鐵の募集担当官が原告らに技術習得、帰国後の安定した働き口の保障、十分な食事と賃金提供などを保障するとして原

告らを懐柔し、又は行政機関を通じて募集して日本に動員したが、実際には原告らは旧日本製鐵の各工場で原告らの意思に反し自由を剥奪された状況で強制労働に酷使され、賃金さえまともに支払いを受けることができなかったため、旧日本製鐵と事実上同一の法人として旧日本製鐵の債務を承継した被告が原告らに各 100,000,000 ウォンの慰謝料を支払う義務がある。

2) 被告

原告 X 1 及び X 2 はすでに同一の請求をした本件日本訴訟で敗訴確定判決を受けたので、本訴のうち上記の原告らの請求は既判力に抵触して棄却されるべきであり、被告は旧日本製鐵と法人格が異なり、旧日本製鐵の原告らに対する損害賠償債務を承継しなかったし、原告らが主張する損害賠償請求権は、請求権協定及びその後続措置によって消滅し、仮にそうでないとしても上記の損害賠償債権は消滅時効が完成し又は除斥期間が経過したので、原告らの本件請求は理由ない。

イ 旧日本製鐵の不法行為責任の成立

- 1) 本件において不法行為による損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準となる準拠法は、法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範（以下、「抵触規範」という）により決定されるべきであるが、前記の認定事実によれば被告の行為及びその結果発生としての不法行為は旧涉外私法（1962年1月15日法律第996号として制定されたもの。以下同じ）が施行された1962年1月15日以前に発生した。このように1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されて来た後、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法付則第100条により「現行法令」として大韓民国の法秩序に編入された日本の「法例」（1898年6月21日法律第10号）である。上記「法例」によれば、不法行為に因る損害賠償請求権の成立と効力は不法行為の発生地の法律によることになるが（第11条）、本件の不法行為地は大韓民国と日本にわたっているため、不法行為による損害賠償請求権に関して判断する準拠法は大韓民国法若しくは日本法になるであろうが、既に共同原告 X 1 及び X 2 が日本法が適用された本件日本訴訟で敗訴した点に照らして、不法行為の被害者である原告らは自己により有利な準拠法として大韓民国法を選択しようという意思を有すると推認される事、このように準拠法となり得る複数の国家の法がある場合、法廷地の裁判所は当該事案との関連性の程度、被害者の権利保護の必要性和加害者の準拠法に対する予測可能性及び防御権保障等、当事者間の公平・衡平と正義、裁判の適正性等を併せて考慮し、準拠法を選択・決定できることと言えるが、このような要素を全て考慮すると大韓民国法を準拠法とするのが妥当であると解される事などを総合し、大韓民国法を準拠法として判断することにする。さらに制定民法が施行された1960年1月1日以

前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に従い、「旧民法（依用民法）」ではなく「現行民法」である。

- 2) 前記の認定事実を準拠法である現行民法に照らせば、日本政府は中日戦争と太平洋戦争など不法な侵略戦争の遂行過程において日本の製鉄所に必要な人力を確保するために長期的な計画を立て組織的に人力を動員し、旧日本製鐵は鉄鋼統制会に主導的に参加するなど日本政府の上記のような人力動員政策に積極的に加担して人力を拡充したが、原告らは当時韓半島と韓国民が日本の暴圧の支配を受けていた状況の下で、将来日本で従事する労働内容や環境についてよく理解できないまま日本政府と旧日本製鐵の上記のような組織的な欺罔により動員されたと見るのが相当である。さらに原告らが成年に達しない若年で家族と離別し、生命や身体に危害を被る可能性が非常に高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、具体的な賃金額も分からないまま強制的に貯金させられ、日本政府の苛酷な戦時総動員体制下で外出を制限され、常時監視され、脱出は不可能であり、脱出計画が発覚した場合には苛酷な殴打を受けるなどしたところ、このような旧日本製鐵の行為は当時の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為に該当し、かかる不法行為によって原告らが精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

したがって旧日本製鐵は特別な事情がない限り原告らの精神的苦痛を金銭的であれ慰謝する義務がある。

ウ 原告X 1 及びX 2 に関する本件日本判決の既判力の有無

被告が旧日本製鐵の不法行為の責任をそのまま負担するか否かについて検討する前に、原告X 1 及びX 2 に関する本件日本判決が既判力を持つか否かについて検討する。法廷地の手続法である我が民事訴訟法第217条第3号は外国裁判所の確定判決の効力を認定することが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反してはならないということを外国判決承認要件のひとつとして規定しているが、ここで外国判決の効力を認定すること、すなわち外国判決を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するか否かは、その承認の可否を判断する時点で外国判決の承認が我が国の国内法秩序が保護しようとする基本的な道徳的信念と社会秩序に及ぼす影響を、外国判決が扱った事案と我が国との関連性の程度に照らして判断すべきであり、このとき当該外国判決の主文のみならず理由及び外国判決を承認する場合に発生する結果まで総合して検討しなければならない。

乙2、6、7号証の各記載によれば、前記の本件日本判決は原告X 1 及びX 2 が主張する請求権発生当時の上記原告らを日本人とみなし、上記原告らが居住していた韓半島を日本領土の構成部分とみなすことによって上記原告らの請求に適用される準拠法を外国的要素を考慮した国際私法的観点から決定せず、初めから日本法を適用した

が、日本の韓国併合の経緯に関し、「朝鮮は1910年韓日合併条約が締結された後、日本国の統治下にあった」と前提し、上記原告らに対する徴用の経緯について「当時の日本国政府、朝鮮総督府等が戦時下の労務動員のための積極的な政策を遂行していたことが認められるとしても上記原告らは全て労働者募集当時の説明に応じその意思により応募したことにより大阪製鉄所で労働するにいたったものであり、彼らの意思に反して強制連行したものではない」として、「上記原告らが応募した1943年9月頃にはすでに『朝鮮人内地移住斡旋要綱』により事業主の補導員が地方行政機関、警察、そして朝鮮労務協会等の連携した協力を受けて短期間に目的の人員数を確保し、確保された朝鮮人労務者は事業主の補導員によって引率され日本の事業所に連行される『官斡旋方式』により徴用が実施されたが、これは日本国政府が厚生省と朝鮮総督府の統制下に朝鮮人労働力を重要企業に導入し生産機構に編入しようという計画下に進行したものであり、実質的な強制連行や強制徴用であった」という上記原告らの主張を受け容れなかった事実、また本件日本判決は旧日本製鐵が事前の説明と異なり上記原告らを大阪製鉄所で自由が制約された状態で違法に強制労働に従事させた点、実質的な雇用主として上記原告らに対し一部の賃金を支給せず、安全配慮義務を尽くさなかった点など、上記原告らの請求原因に関する一部主張を認めたにもかかわらず、旧日本製鐵の上記原告らに対する債務は旧日本製鐵と別個の法人格を有している被告に承継されなかっただけでなく、仮にそうでなくとも請求権協定と日本の財産権措置法により消滅したという理由で結局上記原告らの被告に対する請求を棄却した事実等を認めることができる。

このように本件日本判決の理由には、日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法であるという規範的認識を前提とし、日帝の国家総動員法と国民徴用令を韓半島と上記原告らに適用することが有効であると評価した部分が含まれている。

しかし、大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我々大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにあたり」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」「恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することにより」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配による法律関係のうち大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。そうであれば、本件日本判決の理由は侵略戦争の遂行のための日帝強占期の強制動員自体を不法であると解している大韓民国憲法の核心的価値

と正面から衝突するものである。さらに、後記エ項でみる通り、侵略戦争及びこれを遂行する行為の正当性を否認することは世界の文明国家の共通の価値観であり、日本国憲法もやはり同様であるにも関わらず、これに反する判決理由が込められた本件日本判決をそのまま承認する結果は上記の民事訴訟法にいう善良な風俗やその他の社会秩序が国際性まで考慮した概念だという点を勘案しても、それ自体で大韓民国の憲法など国内法秩序が依拠し守ろうとする基本的な道徳的信念と社会秩序に違反するところは明らかである(このような解釈は既存の大法院判例である大法院2009年5月28日宣告2006다20290判決、大法院2006年5月26日宣告2005므884判決の趣旨と同一であるので、上記解釈が既存の大法院判例に反するという被告の主張は理由がない)。

したがって我が国において本件日本判決を承認してその効力を認めることはできないので、本件日本判決が大韓民国で承認され得ることを前提に原告X1及びX2の請求が本件日本判決の既判力に反するので認められないという被告の主張は理由ない。

エ 被告が旧日本製鐵の債務を負担するか否か

- 1) 被告と旧日本製鐵は法的に同一の法人であって、被告が旧日本製鐵の債務をそのまま負担すると解すべきか否かについて検討する。

旧日本製鐵の解散及び分割にともなう法人格の消滅の有無、第二会社及び被告が旧日本製鐵の債務を承継するか否かを判断する基準となる準拠法はやはり大韓民国の抵触規範により決定すべきであるが、その法律関係が発生した時点は、旧涉外私法が施行された1962年1月15日以前からそれ以後にわたっている。そのうち1962年1月15日以前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は前記の法例である。上記「法例」は旧日本製鐵と第二会社及び被告の法的同一性の有無を判断する法人の属人法について明文の規定を置いてはいなかったが、法人の設立準拠地法や本拠地法によりこれを判断すると解釈されていたところ、旧日本製鐵と第二会社及び被告の設立準拠地と本拠地はすべて日本なので、旧日本製鐵の解散及び分割による法人格の消滅いかん、債務承継の有無を判断する準拠法はひとまず日本法となるであろうが、これに会社経理応急措置法と企業再建整備法が含まれるのは当然である。しかし一方で、上記「法例」第30条は「外国法による場合にその規定が公共の秩序又は善良な風俗に反する時にはこれを適用しない」と規定していたので、大韓民国の抵触規範にしたがって準拠法に指定された日本法を適用した結果が大韓民国の公序良俗に違反する場合には日本法の適用を排除して法廷地である大韓民国の法律を適用すべきである。また1962年1月15日以後に発生した法律関係に適用される旧涉外私法においてもこのような法理は同様である。

- 2) 本件で外国法である日本法を適用することになれば、上記原告らは旧日本製鐵に対する債権を被告に対して主張できなくなる。

旧日本製鐵が被告に変更される過程で被告が旧日本製鐵の営業財産、役員、従

業員を実質的に承継し、会社の人的、物的構成には基本的な変化がなかった事実は前記の通りであり、一方甲第89、90号証、乙第31乃至36の各記載に弁論の全趣旨を加えれば、会社経理応急措置法と企業再建整備法は日本政府が不法な侵略戦争を遂行しながら、日本企業から供給された戦争物資などに対する戦時補償金の支払いを停止し、それによる日本企業の経営上の損失を株主と債権者の損失として処理して戦後日本経済の更生を図る目的により制定された法律である事実、上記の各法律は指定時以前に生じた債務は原則的に旧勘定に所属させ、従業員の給与債権などの例外に該当しない限り返済を禁止し、返済するとしても旧勘定から返済し、特別管理人の承認など一定の要件を備えた場合に一定金額の限度内で新勘定での返済が可能ないように制限を加え、特別経理会社が負担する特別損失をその範囲により株主と債権者に分担させて生産活動に必要な実質的価値がある財産は新勘定に所属させ、この出資を受けた第二会社を設立し、第二会社が既存債務の負担なく生産及び営業活動ができるよう規定し、この過程で提起される利害関係人の異議申請については主務大臣が決定する等、整備計画については主務大臣の認可を受けることにしている事実を認めることができるが、一方上記のような更生手続を経る中で、例え異議提起がなくても旧日本製鐵の知れたる債権者に対する手続関与権保障のための通知や、彼らのための一部財産の留保などの権利保護のための手続的又は実体的な装置をほとんど置いていない事実、旧日本製鐵もやはり旧勘定に対する清算手続を進めながら、知れたる債権者を保護する措置を全く取らず、ただ申告しない債権は除斥されるとの趣旨の公告をしたのみである事実を認定することができる。

以上のように上記の会社経理応急措置法と企業再建整備法は敗戦という非常状況で日本経済の回復という目的で制定されたとしても、債務者である旧日本製鐵がすでに存在を知り、しかもその債務の発生原因が反人道的で故意になされた不法行為によるものまで債権者に対する保護手続きをほとんど何も置かず、当時国交が断絶した状態で自身の権利を行使する可能性が事実上存在しない大韓民国その他被侵略国の国民など植民支配及び侵略戦争による被害者に対し実質的に権利行使を封鎖する効果を持つことになるところ、上記の各法制定の背後にこのような意図がなかったとは断定しがたく（前記の旧日本製鐵が日本政府の指示により旧勘定から出損して供託した原告らに対する賃金、預貯金の規模が原告らの労役期間などに照らして正当に算出されたと見られない点もやはり上記供託の真正性を疑わせる一つの徴表である）、一方で一般的な企業倒産手続において旧債務を負担しない新しい法人を設立し、又は営業を譲受けた新しい法人が従来 of 事業を継続させる方法が世界的に広く採用されているとしても、上記のような反人道的な不法行為による損害賠償債権について追及効を剥奪する上記各法による更生手続きを文明国家で施行される倒産法制下での債務の整理と単純に比較することはで

きないだけでなく、基本的に世界各国が採用する倒産手続きは債権者の同意を前提として成り立っており(例えば債務者回生及び破産に関する法律第237条、第242条など)、知れたる債権者に対しては個別的な通知をするなど手続関与権を厚く保護している点、敗戦後のドイツは「消滅中である I. G. Farbenindustrie 株式会社の債権者に対する最高関連法」を制定して期限内に債権者が登録しない請求権は消滅することを定めながらも上記会社の知れたる請求権は消滅しないと定め、確かにドイツ連邦大法院と連邦憲法裁判所が上記会社に対する強制徴用労働者の損害賠償請求を許さなかったことがあるが、ドイツは敗戦以後いわゆるナチス統治下の非人道的犯罪被害者らに対し自発的な補償を実施し、過去に強制労働者個人に対する補償を初めから計画していなかったとの理由でアメリカに所在するドイツ企業に対する強制労働者の集団訴訟が連続して提起されるや、アメリカなど世界各地のナチス被害者を代弁する多数の代理人と共に長期間の論議の末に「記憶、責任、未来財団」を設立するという方法を講じて、上記財団を通じて被害者個人らが補償金の支払を受けることができるようにした事実が認められる点(甲第106、111号証、乙第13、14、15号証の各記載、弁論の全趣旨)、更に憲法を整合性を備えた規範体系として構成、解釈し、その枠組みの上に法律を含む各種規範を憲法合致的に解釈するのは裁判所の義務と言えるが、日本国憲法の場合にも第9条で「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争、武器による威嚇と武力の行使は国際紛争を解決する手段として永遠に放棄する」と規定するなど過去に日本政府が起こした侵略戦争の惨禍に対する反省に基づいて永久的な平和を念願し、国際社会で名誉ある位置に立つことを憲法的な価値として掲げている点に照らせば、日本の過去の侵略戦争の必要に応じ行われた欺罔的な募集や徴用を通じて人権を侵害する不法行為を犯した軍需企業にまでその不法行為による損害賠償責任を事実上免脱させる内容の法律その他規範の効力をその文言のまま解釈することは、日本国憲法の価値に符合する解釈とは見られない点などに照らしてみても、上記の各法など当時の日本法が定めた手続きは文明国家で一般的に容認される方法による更生手続きとは言えない。

したがって上記の各法は要するに戦後処理及び賠償債務解決のための日本国内の特別な目的の下、不当な債務免脱が予見されてもこれを容認する方式で制定された技術的立法に過ぎず、このような日本国内法を理由に旧日本製鐵の大韓民国国民に対する反人道的不法行為による損害賠償債務が免脱される結果に首肯するのは、大韓民国の法律が外国法を適用する際に考慮するように定めている国際的強行法規ないし公序に反するものであって容認できない。

日本法の適用を排除して当時の大韓民国法律を適用すると、旧日本製鐵が第1項の通り責任財産となる資産と営業、人力を第二会社に移転して同一の事業を継

続した点などに照らし、旧日本製鐵と被告はその実質において同一性をそのまま維持していると認めるのが相当であり、法的には同一の会社と評価するに充分であり、日本国の法律の規定にしたがい旧日本製鐵が解散して第二会社が設立された後吸収合併の過程を経て被告に変更されるなどの手続を経たことによりこれと異なる解釈をすることはできない。

したがって、上記原告らは旧日本製鐵に対する請求権を被告に対しても行使することができる。

- 3) 被告は原告らが旧日本製鐵の清算手続において債権を申告せず除斥されたので原告らは旧日本製鐵に対する債権を主張できず、結局被告に対する債権も消滅したと主張するが、上記の各法など日本法を本件の準拠法とすることはできず、被告が旧日本製鐵と同一性をそのまま維持していることは前記の通りであるから、旧日本製鐵の清算手続が適法とはいえないので、これと異なる前提の上記主張は更に検討するまでもなく理由がない。

エ 請求権協定により原告らの請求権が消滅したか否か

- 1) 請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支払った経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは解しがたい点などに照らしてみると、上記原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄されなかったと解するのが相当である。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と調和しがたい点、国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されるとしても、国家と国民個人が別個の法的主体であることに鑑みれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定においては個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請

求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、仮に上記原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと仮定しても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置により当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである。

したがって、上記原告らの被告に対する不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により消滅しなかったものであり、上記原告らは請求権協定に拘わらず被告に対して上記請求権を行使することができる。

- 2) 被告は上記のように請求権協定を解釈することは大法院 2012 年 5 月 10 日付 2012 다 12863 審理不続行判決に反すると主張するが、上記判決の事案は請求権協定締結と関連した大韓民国公務員の行為が不法行為に該当するか否かに関するものであって本件と事案を異にするものであり、審理不続行判決は上告理由の主張が上告審手続に関する特例法第 4 条第 1 項が定めた事由を含まない場合や、そのような主張があっても原審判決と関係がなく又は原審判決に影響を及ぼさない場合に行うことができるものであり、上記判決が請求権協定について被告の主張に沿う判例に該当すると解することもできない。

カ 消滅時効又は除斥期間の主張に対する判断

- 1) 原告らの不法行為による損害賠償債権の消滅の有無に関する準拠法はやはり前記の通りの理由で大韓民国法となるが、現行民法によれば不法行為については消滅時効だけが規定されており、日本法が準拠法との前提の下で除斥期間が徒過したという被告の主張は更に検討するまでもなく理由がない。
- 2) 次に消滅時効が完成したとの被告の主張を検討する。

消滅時効は客観的に権利が発生し、その権利を行使できる時から進行し、その権利を行使できない間は進行しないが、ここに「権利を行使できない」場合とは、その権利行使に法律上記の障害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知り得ず、知り得なかったことに過失がないとしても、このような事由は法律上記の障害事由に該当しない（大法院 2006 年 4 月 27 日宣告、2006 다 1381 判決等参照）。

一方、債務者の消滅時効による抗弁権の行使も民法の大原則である信義誠実の原則と権利濫用禁止の原則の支配を受けるものであり、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能又は著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があつたり、又はいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者にそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情

があり債務履行の拒絶を認めることが著しく不当又は不公平になる等の特別な事情がある場合には、債務者が消滅時効の完成を主張することは信義誠実の原則に反し権利濫用として許容されない（大法院2011年6月30日宣告2009다72599判決等参照）。

前記で採択した証拠及び甲11号証、乙第17、47乃至53号証の各記載に弁論の全趣旨を併せると、旧日本製鐵の不法行為の後1965年6月22日に韓日間の国交が樹立されるまでは日本国と大韓民国間の国交が断絶しており、したがって、上記原告らが被告に対して大韓民国で判決を受けたとしてもこれを執行することができなかった事実、1965年韓日間の国交が正常化した後、請求権協定関連文書がすべて公開されない状況の中で、請求権協定第2条及びその合意議事録の規定と関連し請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で広く受け容れられてきた事実、日本では請求権協定の後続措置として財産権措置法を制定し原告らの請求権を日本国内的に消滅させる措置をとり、原告X1及びX2らが提起した本件日本訴訟において請求権協定と財産権措置法が原告らの請求を棄却する付加的な根拠として明示されたという事実、一方で原告らの個人請求権、その中でも特に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定で消滅しなかったという見解が、原告X1及びX2ら強制動員被害者らが日本で訴訟を提起した1990年代後半以後になって徐々に浮き彫りになり、ついに2005年1月に韓国で韓日請求権協定関連文書が公開された後、2005年8月26日に日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は請求権協定により解決されたものと解することはできないという民官共同委員会の公式見解が示された事実等を認めることができる。

これに、前記のように旧日本製鐵と被告の同一性の有無についても疑問を持たざるを得なくするような日本での法的措置があった点も勘案すると、少なくとも上記原告らが本訴を提起する時点である2005年2月までは上記原告らが大韓民国で客観的に権利を事実上行使できない障害事由があったとみるのが相当である。（原告らと類似する地位にあった一部大韓民国国民が三菱重工業株式会社に対し2000年5月1日に大韓国内で訴訟を提起した事情だけでは原告らに対する上記の障害事由がその頃に解消されたと見ることはできない）。

このような点を前記の法理に照らしてみると、旧日本製鐵と実質的に同一の法的地位にある被告が消滅時効の完成を主張し上記原告らに対する債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利濫用であって、許容することができない

キ 損害賠償の範囲に関する判断

被告は韓半島に対する不法な植民支配体制を強固にして日本帝国主義の膨張のために侵略戦争を遂行しようとする日本政府と共謀して綿密な計画の下に原告らを強制的に動員し苛酷行為により強制労働を強要し、そのために原告らは若年で家族と離別し、家族から保護を受け又は家族を扶養する機会を奪われ、教育の機会や職業選択の自由も奪われたままひたすら日本国が敗戦する時まで被告が強制する日程と規範により労働に従事しなければならなかったが、このような侵害行為の不法性の程度と期間及びその故意性、それによる原告らの被害の程度、それにもかかわらず不法行為以後50年を越える期間責任を否定し続けた被告の態度など、当審弁論終結当時まで発生した一切の事情と共に、本件不法行為時と当審弁論終結時の間の長期間の歳月の経過に伴う国民所得水準や通貨価値の変更などを考慮し、このような不法行為時と弁論終結時の間の通貨価値変更などを考慮した慰謝料賠償債務の遅延損害金は例外的にその慰謝料算定の基準時である事実審弁論終結当日から発生すると解すべきであるところ、ことにより不法行為時から弁論終結時まで相当な長期間賠償が遅れるにもかかわらずその期間に対する遅延損害金が全く加算されなくなるという事情まで総合的に考慮すれば(大法院2011年1月13日宣告2009年다103950判決、大法院2011年7月21日宣告2011제다199全員合議体判決など参照)、被告が支払うべき慰謝料の金額は少なくとも100,000,000ウォン以上であると認めるのが相当である。

ク 小結論

したがって、被告は原告らに対し原告らの請求する各100,000,000ウォン及びこれに対する前記の通り当審弁論終結日である2013年6月19日から支払済まで訴訟促進などに関する特例法所定の年20%の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

4 結論

そうすると、原告らの本件請求は上記認定の範囲内で理由があるので各認容しその余の請求は理由がないので各棄却することとして、第1審判決はこれと一部結論を異にして不当であるから、第1審判決中上記で支払いを命じた金員に該当する原告ら敗訴部分を各取消し、被告にその支払を命じ、原告らのその余の控訴は理由がないので各棄却することにして主文の通り判決する。

裁判長判事 ユン・ソングン

判事 ムン・ジョンイル

判事 ク・ジャホン